

16 被災した格納庫やハウス等を修理・再整備したい

1 支援内容

農産物の生産・加工に必要な施設の処分（解体、廃材の運搬）
及び修理・再整備

※ 建物に格納された状態で被災した農業機械の撤去費も対象

※ 必要な資材を購入して自ら修繕・再整備する場合を含む

○助成対象（例）

格納庫、農舎、農業用ハウス、加工施設 等

×助成対象外（例）

・店舗や直売所など、販売に関する施設

（店舗兼作業所の場合、店舗の部分は対象外）

・トンネル、マルチ、燃料、農薬、肥料等の消耗品

2 支援対象者

地震により農業用施設が壊れた農家

3 農家の負担割合

事業費の1/10※（国5/10、県2/10、市町2/10）

※ 農業用ハウス等で園芸施設共済に未加入の場合は3/10

自己負担分については公的融資（無担保・無利子）の対象

4 必要書類

・被災状況が確認できる写真、被災証明書

・令和6年1月1日以降の取組であれば、本事業の手続前の取組も対象。その際、見積書や領収書等の支払関係書類

事業名：農業機械再取得等支援事業（農業用施設）

担当：石川県農林水産部 農業経営戦略課